

## 第4期 第7回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和7年7月8日（火）10時から11時半まで

会場：豊島区役所本庁舎9階 第一委員会室

1 開会

2 区長挨拶

3 諮問

4 議事

(1) 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて（資料3）

(2) 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について（資料4）

(3) 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて（案）（資料5）

5 閉会

---

### 【配布資料】

資料 1 委員名簿

資料 2 諮問書（写）

資料 3 豊島区子どもの権利委員会の位置づけについて

資料 4 第4期豊島区子どもの権利委員会の運営について

資料 5 令和7年度子どもの権利委員会の取り組みについて（案）

参考資料1 こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要版

参考資料2 推進計画策定にあたり権利委員会委員の皆様からいただいた御意見

資料1

令和7年7月8日

第4期第7回子どもの権利委員会

## 第4期豊島区子どもの権利委員会 委員名簿

令和7年4月1日時点

選出区分・団体等	氏名	備考
学識経験者	森田 明美	東洋大学 名誉教授
	内田 塔子	子どもの権利条約総合研究所 事務局長
民生委員児童委員協議会	高田 慶子	長崎第一地区民生委員児童委員
青少年育成委員会連合会	佐藤 妙子	第12地区青少年育成委員会会長
区立小学校校長	北澤 弘幸	豊島区立巢鴨小学校校長
区立中学校校長	八尋 崇	豊島区立西池袋中学校校長
区立小学校PTA	飯塚 昇	豊島区立南池袋小学校PTA会長
区立中学校PTA	坪川 愛	豊島区立明豊中学校PTA会長
公募委員	北條 直子	公募区民
公募委員	大伍 将史	公募区民

委嘱期間 : 令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2年間)

## 第4期豊島区子どもの権利委員会 区理事者

令和7年4月1日時点

役職	氏名
子ども家庭部長	活田 啓文
児童相談所長	石塚 健市
教育部長	岡田 英男
子ども家庭部子ども若者課長	安達 絵美子
子ども家庭部子育て支援課長	坂本 利美
子ども家庭部児童相談課長	尾崎 勝也
子ども家庭部子ども家庭支援センター所長	山本 りか
子ども家庭部保育課長	渡邊 明日香
教育部庶務課長	岩間 文仁
教育部放課後対策課長	村山 康介
教育部指導課長	鈴木 恭子
教育部教育センター所長	木田 義仁

資料2	令和7年7月8日
	第4期第7回子どもの権利委員会

7 諮 問 第 1 号

令和7年7月8日

豊島区子どもの権利委員会会長 様

豊島区長 高際 みゆき

豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画」に係る諮問について

豊島区子どもの権利に関する条例（平成18年3月29日条例第29号）第30条に規定する推進計画を推進するにあたり、施策の評価・検証項目の設定等について、貴委員会において専門的かつ幅広い見地からご検討をいただきたく、同条第32条の規定に基づき諮問いたします。

## 「豊島区子どもの権利委員会」の位置づけについて

### 1. 「豊島区子どもの権利委員会」の設置目的

#### ◎ 豊島区子どもの権利に関する条例に基づく計画及び施策を検証すること

- 職務① 諮問を受け、子どもの権利保障の状況等について調査・審議すること  
 職務② 調査・審議の結果を答申し、制度の改善等を提言すること

### 2. 「豊島区子ども・若者総合計画」について

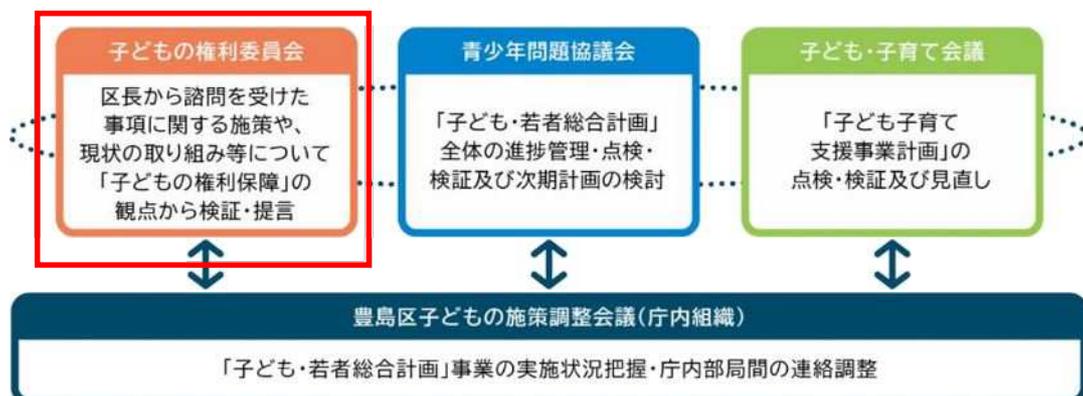
豊島区基本計画に基づく子ども若者分野の計画として、令和7年3月に「豊島区子ども・若者総合計画」（令和7～11年度）を策定。本計画は、子ども・若者、子育て施策を推進するための総合計画として、以下の法令に基づく市区町村計画として位置付けるものである。

#### ◀ 関連法令における「豊島区子ども・若者総合計画」の位置付け ▶

- ① 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画
- ② 「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ③ 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく子ども・若者計画
- ④ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく子どもの貧困対策計画
- ⑤ 「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づく子どもの権利推進計画
- 新⑥ 「こども基本法」に基づくこども計画
- 新⑦ 児童福祉法及び都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく社会的養育推進計画

計画の検証・推進にあたっては、複数の会議体において各所掌事項について検証し、その結果を踏まえて区が施策を推進する。「豊島区子どもの権利委員会」は、子どもの権利推進計画について、子どもの権利保障の観点から検証・提言を行う。

#### ■ 計画の推進体制のイメージ図（三審議会による計画の検証）



## 第4期豊島区子どもの権利委員会の審議内容及び運営について

### 1. 区長からの諮問

○豊島区子ども・若者総合計画と一体として進めている「豊島区子どもの権利に関する条例に基づく推進計画（推進計画）」について、専門的かつ幅広い見地からの検討。

### 2. 主な審議事項とスケジュール

#### (1) 令和6年度

【審議事項】「推進計画」改定に係る検討

【スケジュール】

年度 (令和)	年月	第4期 豊島区子どもの権利委員会	
		回数	主な議題
6 (実績)	R6年 5月	第1回	○会長・副会長選出      ○諮問 ○第4期の運営について      ○施策の体系案の検討
	7月	第2回	○豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査結果及び前期の振り返り ○新たな計画の目標Iに係る取組の方向性 ○現行計画の子どもの権利保障に関する施策調査について
	8月	第3回	○現行計画の子どもの権利保障に関する施策調査について
	9月	第4回	○現行計画の子どもの権利保障に関する施策調査について ○新たな計画の第3章「施策の方向」について
	R7年 1月	第5回	○現行計画の子どもの権利保障に関する施策調査（再評価） ○答申案の検討
	R7年 3月	第6回	○答申

#### (2) 令和7年度

【審議事項】新たに策定された「推進計画」の検証について

【スケジュール】

年度 (令和)	年月	第4期 豊島区子どもの権利委員会	
		回数	主な議題（案）
7 (予定)	7月	第7回	★諮問 ○R7年度豊島区子どもの権利委員会の取組について（資料5）審議 ○現地調査項目検討
	～	—	○現地調査、調査報告書提出
	10月	第8回	○調査報告 ○推進計画の点検・評価等について審議
	～	—	○現地調査、調査報告書提出
	R8年 2月	第9回	○調査報告 ○新たに策定された「推進計画」の点検・評価等について審議 ★答申

# 令和7年度 子どもの権利委員会の取組について(案)

資料5

令和7年7月8日  
第4期第7回子どもの権利委員会

～子ども・若者の意見を聴取・反映するための仕組み構築～

- 01 子どもの権利推進計画(子ども・若者総合計画)での位置づけ
- 02 仕組み構築へ向けたロードマップ
- 03 仕組み構築へ向けた附属機関での審議
- 04 令和7年度子どもの権利委員会の取組(案)

## 01 | 子どもの権利推進計画での位置づけ

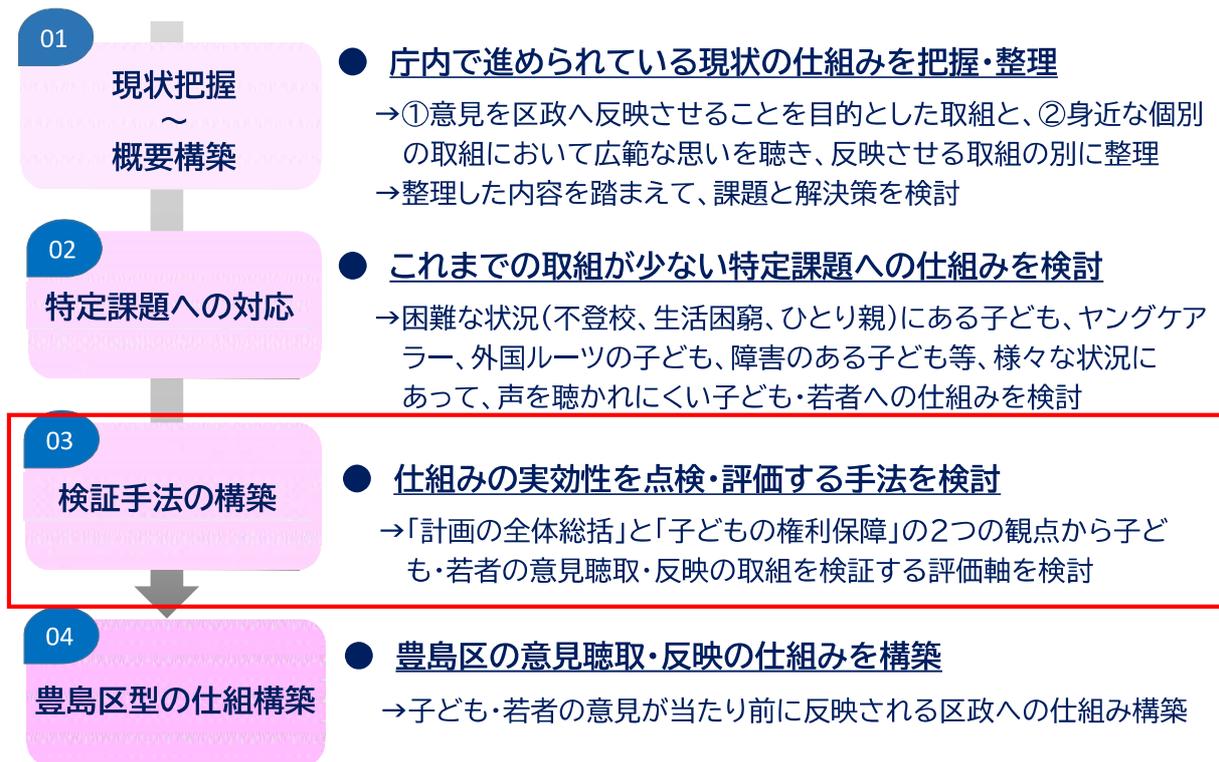
新たな推進計画においては、これまでの「PDCAサイクル」に基づく検証を強化し、豊島区独自の手法である「豊島区子ども・若者アクションステップ」を新たに導入することで、区のあらゆる取組に子ども・若者等の意見を反映させていくことを明記



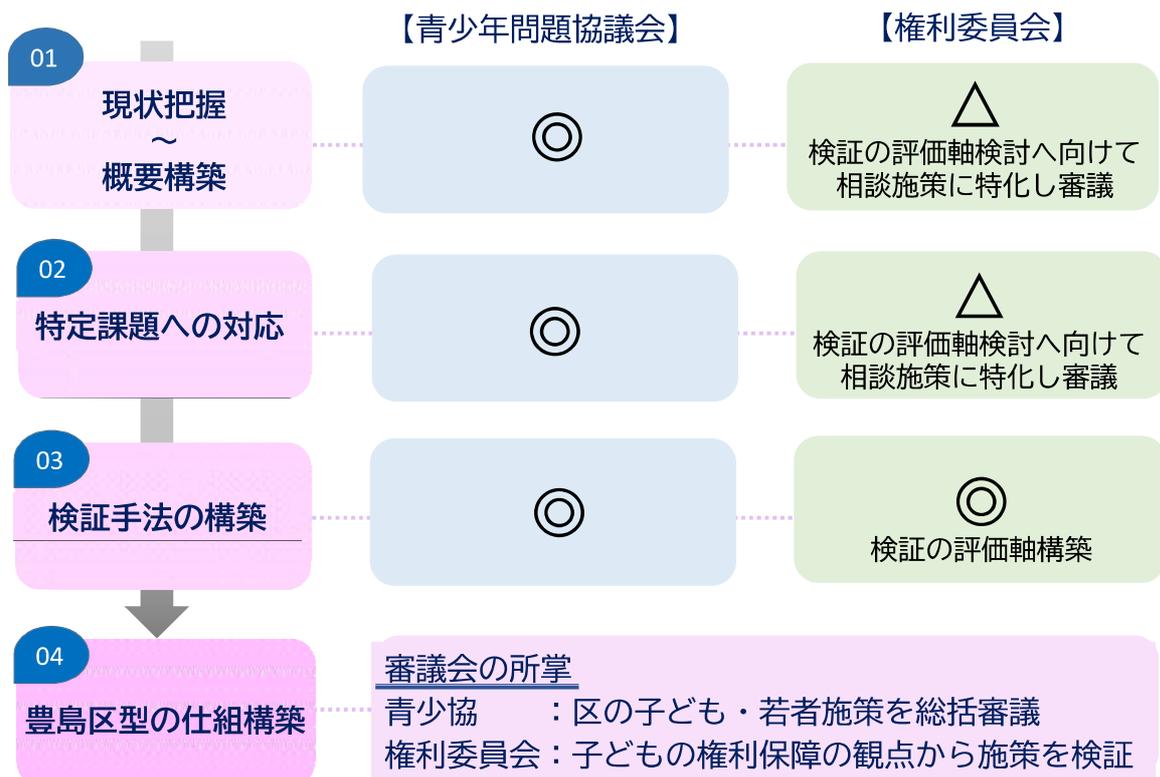
STEP1	意見を聴く対象の検討、テーマ設定、実施体制構築、人員確保、等
STEP2	STEP1の内容について、対象からの意見聴取
STEP3	STEP2で聴いた意見を受け止め・検証し、どのように反映するのかを検討し、事業を実施
STEP4	STEP2で聴いた意見がどのように扱われたのかを対象へ説明
STEP5	STEP1～4の取組について、審議会による点検・評価を受け・これを反映し施策を改善

➡ 「豊島区子ども・若者アクションステップ」の活用により、各施策に子ども・若者等の意見を反映する効果的な仕組みを構築する。

## 02 | 仕組構築へ向けたロードマップ



## 03 | 仕組構築へ向けた附属機関での審議



# 令和6年度 子どもの権利保障に関する施策の調査

## 調査対象事業

目標I「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に掲載している事業（「豊島区子ども若者総合計画」のp63～p74掲載）

- |  |   |
|--|---|
| (1) 子どもの権利に関する理解促進                           | (3) 子どもの居場所・活動の充実                             |
| ①子どもの権利の普及啓発・情報発信<br>②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援 | ①子どもの居場所の充実 ③学習・体験機会の充実<br>②屋外遊び場の充実 ④学習支援の充実 |
| (2) 子どもの意見表明・参加の促進                           | (4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済                        |
| ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり<br>②子どもの意見表明・参加の促進       | ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策<br>②相談・救済体制の整備              |

## 調査項目

- 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。また、事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。
- 子どもへ事業を広報・周知し、実際に参加・利用まで繋げるためにどのように取り組んでいるか。
- 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。また、周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。

### ①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標：子どもの権利の普及啓発・情報発信  
内容：子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

No.	事業名	事業目標	事業内容					
1	重点事業 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。					
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般用・中学生)で広報を実施	新たに「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットを作成し、小学校4～6生に配布	既存のリーフレット2種類を各校に配付するとともに、新たにマンガ版パンフレットを作成	マンガ版・学習用パンフレットを区立小・中学校のタブレットに掲載し、子どもがいつでも見れるよう改善を図った。	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、相談室周知用のパンフレット及びカードを作成	・リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成

### 【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたり、子どもたちへ事前の情報提供をどのように行っているか。	(3) 子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。	(5) 事業に参加・利用した子どもが参加前と比べてどのような心境の変化があったか。
(2) 事業に子どもからの意見や思いをどのように活用しているか。	(4) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(6) 事業に参加した子どもの周りの大人（保護者等）の反応はどうだったか。
(1) 現状のパンフレットでは、「子どもの権利」を知り相談窓口相談をした結果、状況がどう改善されたか等の記載がないため、子どもたちが権利を知った後の行動に移せるように事前情報として盛り込むことを検討しています。	(3) 「子どもの権利相談室」のリーフレットとカードを作成し、全区立小・中学生に配付しました。「子どもの権利に関する条例」のマンガ版・学習用パンフレットは区立小・中学生配布しているタブレットから閲覧できるようにしています。	(5) 「子どもの権利」について知ったことで、子どもひとりひとりが大切にされているということが知ることができて嬉しかったという声もあり、自己肯定感の向上につながったと考えられます。
(2) 「子どもの権利相談室」の広報物について、子どもたちからリーフレットタイプだと携帯しづらいという反応があったため、カードタイプへリニューアルしました。また、今後も新たな広報媒体を作成する際は、子どもの状況や意見を取り入れながら検討します。	(4) 区立小・中学生がいつでも「子どもの権利」について学べるように、令和5年度から、学校で配布しているタブレットに「子どもの権利」に関するパンフレットを掲載しています。	(6) パンフレットなどで定期的に子どもの権利を周知してもらえるのありがたいという意見がある一方、日頃から学校からもたくさんのプリントが配られるため、紙媒体以外での周知の方法もあるとより良いという意見がありました。

## 04 | 令和7年度子どもの権利委員会の取組(案)

### ● 子どもの権利の観点からの推進計画及び施策の検証

→ 新計画は、「**豊島区子ども・若者アクションステップ(意見反映)**」により推進

### ● 子どもの意見を反映させることを目的とした区の代表的な取組

→ としま子ども会議：推進計画に基づく代表的な事業として、委員の皆様にも参加いただいていた。

【権利委員会からいただいたご意見】

子ども会議は、子どもがグループごとに議論する中で意見形成を進め、それらが安心して安全に進められるような会議体であるという役割を果たせるよう大人（ファシリテーター）が努力している。

…実際に現地調査をいただくことで、整理された事業の特徴。

#### 令和7年度取組(案)

評価手法を「所管課評価」から「委員評価」へ変更し、  
区の事業を**現地調査**して評価・検証項目を設定する



「子どもがどのように声を発しているのか」、「大人はどのように受け止めているのか」といった、条例が保障する子どもの参加の視点から、これまでの検証が機能するのかを確認・精査

## 04 | 令和7年度子どもの権利委員会の取組(案)

### 現地調査 (案)

#### 【対象事業候補】

視点	事業
1) 子どもの日常的な活動場所での子ども参加	中高生センタージャンプ
2) 区の取組へ子どもの意見を反映させていく事業での子ども参加	としま子ども会議
3) 若者を対象とした事業からみる子ども参加	若者の居場所事業

## 04 | 令和7年度子どもの権利委員会の取組(案)

### 現地調査(案)

#### 【調査概要】

- 1 対象事業の調査日時が決定したら事務局から委員の皆様宛てご案内し、委員は、希望する事業を事務局宛て連絡する。
- 2 事務局が人数調整等行い、委員の皆様宛て連絡する。  
※1か所2～3名程度想定
- 3 当日、調査をいただき、調査後に事務局宛て調査報告書(別紙案)を提出する。
- 4 現地調査時の留意点
  - (1) 会議中、子どもとは接触せず、見守りに徹する。
  - (2) 撮影・録音等を行わない。
  - (3) 服装はカジュアルなものとする。
  - (4) 個人情報の取扱いに注意する。

◆現地調査対象事業候補

(視点1) 子どもの日常的な活動場所での子ども参加

所管：中高生センタージャンプ東池袋

◎利用者会議・・・月一回開催

各回 20～30 人参加。

アンケート形式：職員会議等で内容を検討 裏面は SNS トラブル防止啓発の内容を記載

当日、希望者に配り、職員が説明や会話をしながら記入。

◎池スタ・・・月一回開催

各回 5 人程度参加

音楽スタジオ利用者の利用者会議(会議形式) 音楽スタジオの設備や運営方法、音楽イベント等について意見・希望を聞く。

※ジャンプからのお知らせや、前日または当日に Instagram や X で PR

利用者会議での意見と対応法

- ・Wi-Fi を設置してほしい。  
→要望を上げ新拡で R6 年度 2 月よりフリースペースと音楽スタジオにアクセスポイント設置。  
ホール設置実現に向け調整中。
- ・(報償費を使用して)どのような講師の講習を受けたいか希望を聞く。  
→ボイストレーニング講習会や卓球教室を実施。
- ・ゲーム大会をしたい。  
→「自主企画書」として職員と相談しながら実施。麻雀大会は R7 年度実施
- ・ジャンプにおいてほしい遊具や漫画の要望  
→利用者に希望を取ったのち、希望数の多いものを当初予算で購入。
- ・音楽スタジオ設備の要望  
→利用者と一緒に必要な機材等を購入する等
- ・ライブについて検討  
→時期やスタッフ準備・当日内容などを職員と一緒に検討

※利用者会議は月 2 回実施。利用者の意見・要望を聞き、実現に向けて検討し可能なものは実施している。また、実現不可能な場合も含めて結果報告を行っている。

◎その他

日常的な職員と利用者との関わりや会話の中から、利用者の意見や要望が出てくることが多く、その都度、実現にむけて検討・調整している。

- ・コロナ期(R2 年度)は実施を見合わせも検討されたが、「ライブをしたい」と要望があり、体育館でのライブを実施。翌年はライブハウスでのライブを再開
- ・グラフィティをやっている高校生が来館しており、職員との会話の中から「ジャンプでやってみたい」と要望があり、自主企画としてグラフィティとワークショップ、ライブのイベントを実施した。(R2 年度)
- ・麻雀をやっている高校生が増え、「他の人ともやってみたい」という声があり「麻雀大会」実施へと繋がった。(R7 年度)

## ◆現地調査対象事業候補

(視点1) 子どもの日常的な活動場所での子ども参加

所管：中学生センタージャンプ東池袋

## 【ジャンプ東池袋】

事業名	【自主企画】将棋大会「JUMP LEAGUE」
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> ジャンプ単独事業 <input type="checkbox"/> 他課共催（ ） <input type="checkbox"/> 他団体共催（ ）
実施場所	フリースペース
経緯	<p>来館すると、必ず将棋をする2～3カ所の学校の中高生が数名いた。将棋盤が1台しかなく、先に使用していた高校生が使い終わるのを待ち、終わると直ぐに他の学校の人が使用する様子が見られ、将棋を指すことを楽しみにしている様子が見られた。聞くと大会に出場している中高生もいるとのこと。</p> <p>職員との中高生との会話の中で、友達としか対戦した経験がなく「他の人とやってみたい」との発言があり、職員が「自分たちで企画しジャンプで将棋大会を実施することができる。将棋を指している中高生が増えてきているから、希望者も多いのではないか？」と伝えると、「やってみたい。」と希望があり、企画・実施へつながった。</p>
詳細	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.企画書作成</li> <li>2.職員会議にかけ、実施決定。</li> <li>3.日程調整</li> <li>4.内容やルールなど相談</li> <li>5.ポスターや受付名簿作成(職員作成)</li> <li>6.参加者募集</li> <li>7.将棋大会「JUMP LEAGUE」実施</li> </ol>
その他	<p>企画が出た段階で、本人たちの将棋熱に益々力が入り大会まで日々対戦に励んでいた。内容やルールを決める時には、いろいろなことを想定しながら話し合い、準備に取り組んでいた。当日も盛り上がり、他校の中高生とも交流でき楽しんでいる様子が見られた。大会以降も他校の参加者が来館していると、対戦するなど一緒に過ごしていた。</p>

◆現地調査対象事業候補

(視点1) 子どもの日常的な活動場所での子ども参加

所管：中高生センタージャンプ長崎

◎利用者会議・・・月一回開催

各回 10～20 人参加。

参加者の中からその場で声掛けし司会進行を選出。

前段は、ジャンプからのお知らせ（イベントや次月の休館日）などをジャンプ職員より伝達。

利用者からの意見（R6.4月～R7.5月抜粋）と対応法

- ・（菓子を食することができないルールの）2階の部屋で菓子を食することを可能にしてほしい。  
→要望した利用者を中心として、自分たちでルール作りをしてもらい、それをもとに職員会議で実現に向けて調整。
- ・各部屋の Wi-Fi が弱いので強化してほしい。  
→本課に要望をあげ、業者にも状況確認してもらいつつ、実現に向け調整中。
- ・ギターやドラムなど、講師に教えてもらいたい。  
→高校生が中学生に教えるなど、可能な範囲で実施。
- ・ゲーム大会・麻雀大会・卒業生追い出しライブをしたい。  
→「自主企画書」を作成し、職員のアドバイスを受けつつ実施。
- ・ジャンプにおいてほしい遊具や漫画の要望  
→要望のあったもの一覧表を作成し、利用者に希望を取ったのち、希望数の多いものを当初予算で購入。

※上記、事業としては月1回の利用者会議で利用者の声（要望）を吸いあげ、内容によっては利用者にルール作りから考えてもらい、実現に向けて検討・調整している。

事業以外でも、日々の利用者との会話のなかから要望や意見を取り入れていくための 職員の意識は高い。

- ・中学三年生の「本格的な受験体制に入る前に、音楽ライブを開催したい」  
→自主企画書の提案をし、7月中旬日曜日にジャンプ内スタジオでライブ開催の準備中。  
など。

◎子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談員、アシスとしまとのかわり

- ・高校部活動設立支援

現在高校に無い部活動を作りたい生徒たちからの要望により、設立するために必要な手順などのアドバイスや、生徒たちの自発的な検討材料を引き出すための支援。

- ・学校での学習について不安を抱える中学生利用者に、自身でできることを考えるためのアドバイス。

など。

上記各機関へのつなぎや連携を実施。

## 令和7年度「としま子ども会議」実施概要 (1/2)

◆現地調査対象事業候補  
(視点2)区の実現へ子どもの意見を反映  
させていく事業での子ども参加

子どもが区政について話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映するとともに「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの意見表明や意見形成の支援、また社会参画の支援に資する取組みとして実施する。

■募集期間 令和7年6月5日～25日

■対象 区内在住または在学の概ね10歳（小学校4年生）～18歳の子ども・若者  
（30名程度）

■開催スケジュール

第1回会議：8月21日（木）10時～12時、13時～15時

第2回会議：8月25日（月）10時～12時、13時～15時

第3回会議：8月26日（火）10時～12時、13時～15時

意見発表会：9月13日（土）13時30分～15時30分（午前中にリハーサル）

報告会：1月11日（日）10時～12時

■開催場所

会議：豊島区役所本庁舎内の会議室

意見発表会：豊島区議会議場（リハーサルも同じ場所で開催します）

報告会：豊島区役所本庁舎1階センタースクエア



## 令和7年度「としま子ども会議」実施概要 (2/2)

■会議・発表：区政に関するテーマに沿ってチームに分かれて、3日間の会議でそれぞれの意見を尊重しながら議論する。そこで考えたことや思いを区長や大人の方々に発表する。

■報告会：令和5年度からは、子どもの発表を受け、子どもたちに自身の意見が区で検討されていることを実感してもらうと共に、子どもの意見の区政への反映を図るため「報告会」を実施している。

■今年度のテーマ

(1) 日本人と外国人が、お互いの「ちがいを」理解し合い、共に暮らしていくにはどうしたらいいか考えよう！

(2) どうしたら図書館の利用者が増えるか考えよう！

(3) 誰でも参加できる子どものクリエイティブ体験の場をつくろう！



## 【参考】 「としま子ども会議」 開催実績（令和2年度～令和6年度）

	実施形式及び時期	テーマ	参加人数
令和2年度	形 式：オンライン形式 会 議：6月～11月に各月1回 発表会：12月	自由テーマ	4人 (小学生1名、中学生2名、高校生1名)
令和3年度	形 式：参集形式 会 議：6月～11月に各月1回 発表会：12月		16名 (小学生7名、中学生7名、高校生1名、 大学生1名)
令和4年度	形 式：参集形式 会 議：7月～8月に3日間 発表会：9月 報告会：1月		18名 (小学生13名、中学生1名、高校生4名)
令和5年度	形 式：参集形式 会 議：7月～8月に3日間 発表会：9月 報告会：1月	庁内でテーマを募集	17名 (小学生13名、中学生1名、高校生4名)
令和6年度			25名 (小学生20名、中学生5名)

(実施内容等の変遷)

- ・開催時期を夏休みに集中し、会議日数は3日に短縮
- ・参加者は増加傾向
- ・リピート率も増加傾向（R4：0.6%（1名）、R5：18%（3名）、R6：28%（7名））
- ・区政に反映しやすいよう庁内でテーマを募集する方式に変更

## 区的主要な取組

◆現地調査対象事業候補  
(視点3)若者を対象とした事業からみる子ども参加

### 若者の居場所関係事業

#### ◇若者を応援する居場所の見える化

- ・「すずらんスマイルプロジェクト」…10代～20代の若年女性を支援する豊島区プロジェクト
- ・プロジェクトのホームページにて掲示板・検索ツールを整備し、居場所マップを作成

#### ◇若者が気軽に相談できる居場所を創出(3か所)

##### ①若者等がつくる若者の居場所応援事業(Cleanup&Coffee Club)

区内各所の拠点にて1か月に1回ゴミ拾いをしながら交流。ワークショップも適宜開催

##### ②若者のための参加型居場所事業(だちゃカフェ)

駒込のワークスペースで週2回の相談会・ワークショップ「だちゃカフェ」を開催

##### ③若年女性つながりサポート(ぴこカフェ)

1か月に2回の女性専用相談、体験コーナー、生理用品を配布する「ぴこカフェ」を開催



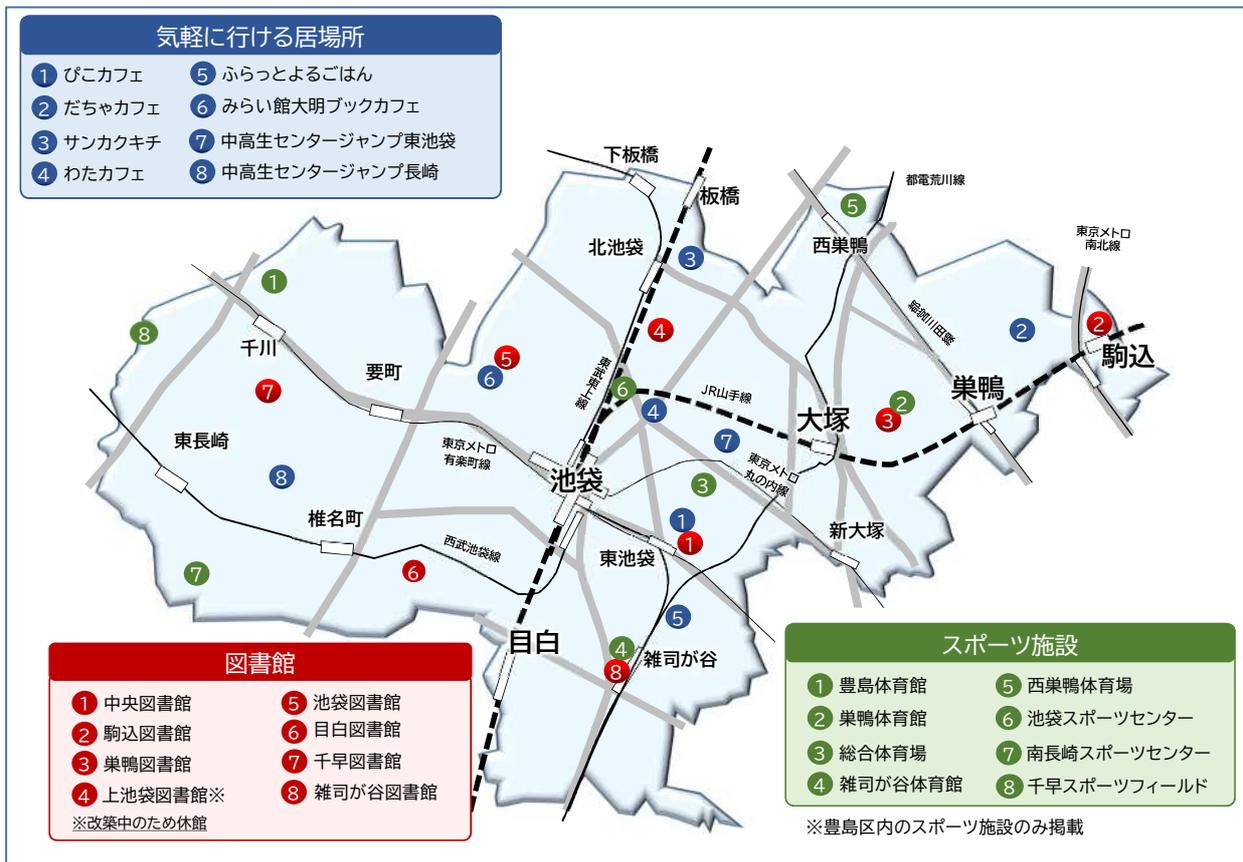
①Cleanup&Coffee Club



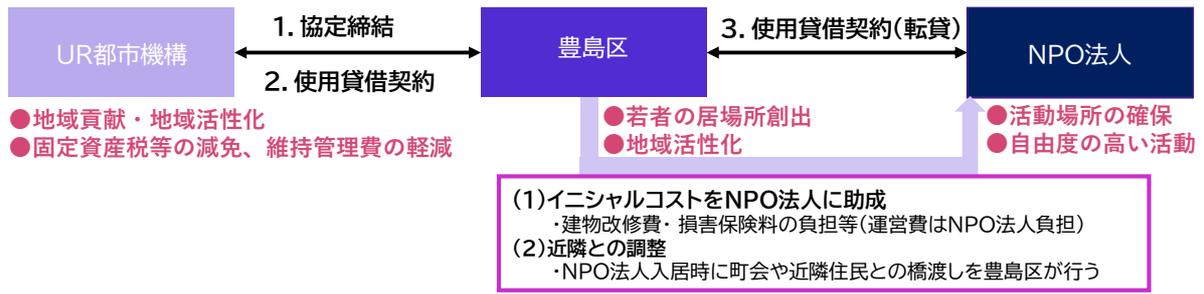
②だちゃカフェ



③ぴこカフェ



# まちづくりエリアにおける空き家活用による若者の居場所創出事業



## ■事業の概要

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 協定締結       | 区内のUR都市機構所有の空き家・空き地を若者支援のため活用する協定(期間5年、更新可能) |
| 2. 使用貸借契約     | 協定に基づき個別の物件について、UR都市機構が区に使用貸借                |
| 3. 使用貸借契約(転貸) | 区がNPO法人に使用貸借し、NPO法人は若者支援事業を展開                |

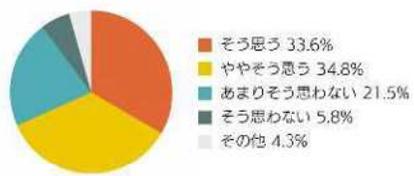
## ■期待される事業効果(若者支援×まちづくりで地域活性化)

- ①財政負担を抑えた若者支援、NPO法人の活動の場の創出
- ②まちづくりの進展により若者の居場所が増える(東池袋を若者の活動拠点へ！)
- ③使用貸借契約で「若者の成長や自立に資する事業」と大枠の用途指定をすることで、NPO法人の自由度を高めた多様なサービスの提供が可能となる
- ④まちづくりが進む地区での地域とNPO法人、若者とのつながりが生まれる



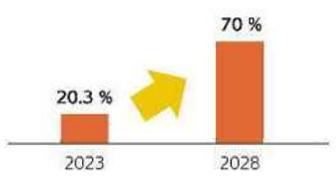
第4期子どもの権利委員会 現地調査報告書	
対象事業	
調査日時	
調査者氏名	
実際に子どもたちが事業に参加 もしくは利用してもらうため に、広報・周知について工夫を している点。(参画窓口の工 夫) →STEP1：企画する	
事業を実施するにあたり、子ど ものたちへ事前の情報提供をど のように行っているか。(事業 の目的・背景) →STEP1：企画する	
事業に子どもからの意見や思い をどのように活用しているか。 →STEP2：意見を聴く、 STEP3：意見を反映し実施	
子どもへ事業を知ってもらうた め、広報・周知についてどのよ うに取り組んでいるか。 →STEP4：フィードバックする	
事業に参加・利用した子どもが 参加前と比べてどのような心境 の変化があったか。 →STEP5：検証・反映する	
事業に参加した子どもの周りの 大人(保護者等)の反応はどう だったか。 →STEP5：検証・反映する	
その他気づいたこと等、ご意見	

国や地方自治体の制度や政策について7割近くの子ども・若者に意見を表明する意欲があります。



出所) 令和4年度「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」の「あなたは、国や自治体の制度や政策について思ったことや意見を、国や自治体に伝えたいと思いますか」についての回答割合

一方、「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合は2割です。国は子ども大綱でこの割合を7割にする目標を掲げています。



出所) 子ども大綱「子どもまんなか社会」の実現に向けた数値目標。「子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合

意見を聴いただけの形式的な意見聴取にならないよう、日本全体で子ども・若者の意見を反映する取組を広めましょう。



### FAQ

#### Q. 政策について意見を聴くとき、どの年齢の子どもに意見を聴けばいいですか？

A. 子ども施策を策定、実施、評価するにあたり、施策の対象年齢が決まっている場合は、その対象年齢の子ども・若者が当事者として意見を聴かれる対象になり得ます。ただし、該当する世代以外の子ども・若者にも対象を広げて聴くことが有効な場合もあり、その施策の内容や目的によって検討し判断することが重要です。

なお、意見を言えるのは中高生以上だろう等、年齢による先入観は持たないようにしましょう。子ども基本法は、全ての子ども・若者が、その年齢や発達に応じて、自分に影響を及ぼすことについて意見を表明する機会を確保することとしています。

子どもによってはおとなが想定する熟度の意見を言うとは限りませんし、それを求めるべきではありません。意見を聴く側のおとなは、子ども・若者が意見を形成することを支え、聴いた意見は年齢及び発達に合った形で、相応に考慮します。

#### Q. 子どもにやさしい資料とは何ですか？

A. 難しい漢字や用語を使わずに、子ども・若者に分かりやすく書かれた資料です。事前の説明資料やフィードバックの資料を作成する際には、読み手の年齢や発達に合わせた読みやすいものを作成します。

対象とする子ども・若者の年代に合わせて読みやすい言葉づかいや漢字表記、表現、配色、デザイン、情報量を検討します。対象の子ども・若者に応じて、複数種類の「やさしい版」を作成することも考えましょう。

#### Q. 聴いた意見は全て反映しなければいけませんか？

A. 子ども・若者に意見を聴くことは、子ども・若者の言う通りにすることではありません。政策は多様な関係者を考慮する必要がありますし、予算や期間、体制等の制約もあります。大切なことは、政策の目的や内容に添って、また意見を表明した子ども・若者の年齢や発達に応じて、出された意見を正当に考慮することです。それは、子ども・若者にとって一番よいことは何かを考えること、そして結論に至る考え方を説明し、対話する過程を作ることです。

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン本編  
<https://www.cfa.go.jp/policies/iken/jichitai/>



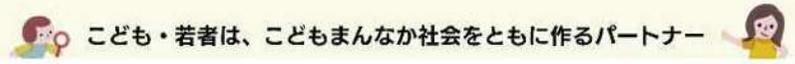
## ～ 子ども・若者の声を聴く取組ポイント ～

子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン概要版

これから取組をはじめめる職員も、はじめている職員もイチャから分かる子ども・若者の意見反映の実践方法をまとめました。子ども基本法の条文や用語をしっかりと理解し、ポイントを参考にして実践してください！(各項目に、ガイドライン本編のページ数が載っていますので、適宜本編に立ち返りながら、子ども・若者の意見反映の実践に取り組んでください。)

### 子ども基本法や子ども大綱が目指す「子どもまんなか社会」

全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会



### 子ども・若者は、子どもまんなか社会をともに作るパートナー

子ども施策の基本的な方針は、子ども・若者の意見を聴いて、その声をまんなかに置いて、対話しながらともに社会をつくること



国や地方自治体が子ども・若者の意見を聴く取組をしていくことで、子ども・若者の意見を尊重する意識が醸成され、子ども・若者が関わる様々な場において、取組がすすむことが期待されます。

### 知っておきたい意見反映の2つの意義

- 1 子どもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- 2 子どもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

### 意見反映の措置をとる義務があります

#### 子ども基本法 (子ども施策に対する子ども等の意見の反映) 第十一條

国及び地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子ども施策の対象となる子ども又は子どもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

### 意見表明や反映についての子ども・若者の声

- 「何でもいいよ」、「大丈夫」という声かけで安心感を与えてほしい。(高校生世代)
- 大人にもっと話を聞いてほしい(小学生)
- 事前にもらった資料がわかりやすく、思ったよりイラストとかもあって、少し緊張がほぐれました(中学生)
- 余裕がなくて来れない本当に困っている人の声も聞いてほしい(小中学生)
- 意見を聞くだけで終わるのではなく、ちゃんと改善してほしい(小中学生)

\*子ども・若者の声の出所は令和4年度「子ども政策決定過程における子どもの意見反映プロセスの在り方に関する調査研究報告書」

# 子ども・若者の声を政策に反映するためのポイント



## 1. はじめる前にチェックするポイント

### なぜ子ども・若者の意見を聴くのか 本編 P.1 へ

- 子ども施策を策定する際に、子ども・若者の意見を反映する措置を講ずることが義務付けられたことを理解している。
- 子どもや若者の意見を聴く意義を理解している。

### 子ども基本法上の「子ども施策」とは？ 本編 P.8 へ

- 政策の当事者に子ども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

### 子ども・若者の意見を聴く場面や方法 本編 P.10 へ

- 意見を聴く場面や方法（継続的、一時的）の特徴を理解している。
- 意見を聴く目的や内容に応じて、どのように子ども・若者から意見を聴くかを検討している。

### 子ども・若者の意見反映プロセスの全体像 本編 P.12 へ

- 意見反映プロセスの全体像と5つのステップを理解している。
- 政策のどの段階において子ども・若者の意見を聴くか検討している。



## 2. 施策実行中にチェックするポイント

### フィードバックをする 本編 P.43 へ

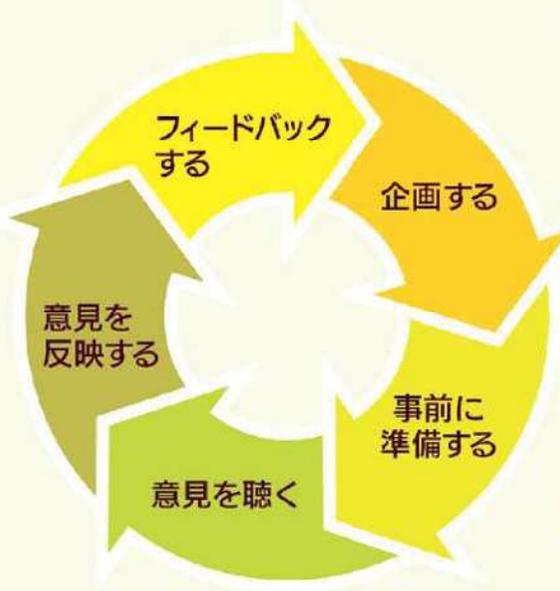
- 意見を聴いた後の検討プロセスや結果、理由を説明（フィードバック）している。
- フィードバック資料は、子ども・若者が読みやすい工夫をしている。

### 意見を反映する 本編 P.40 へ

- 子ども・若者の意見をどう反映するか検討し、子ども・若者に説明する準備をしている。

### 意見を聴く 本編 P.29,30,32,34,38 へ

- 聴く側のおとなが、子ども・若者の視点で一緒に考える姿勢を持っている。
- おとなの役割は、子ども・若者の意見表明のサポートであることを共通認識している。
- 意見を聴く目的、参加が任意であること、意見は訂正や撤回ができること、聴いた意見がどう取り扱われるか、いつ頃フィードバックをするか、最初に子ども・若者に説明している。
- グラウンドルール案に参加する子ども・若者と共有し、確認している。
- どのような意見でも受容されることを進行役やファシリテーターが子ども・若者に示している。
- おとなは「聴く」、「待つ」、「促す」行動をとるよう関係者と共有している。
- 子ども・若者が意見を言いやすい方法を選べるよう様々な選択肢を用意している。
- 意見を聴く手法（対面、オンライン、アンケート、SNSを活用したチャット等）の特徴を理解し、意見を聴く目的や対象者に合わせて選択している。
- 安心して意見を言えたか、子ども・若者が振り返り、意見を聴く場を評価する機会を用意している。
- 意見を聴く場の良かった点や改善点について振り返りをしている。



フィードバックをした後は、次の企画に活かし、より良い取組を目指します。

### 企画する 本編 P.14,16,18,19 へ

- 政策の当事者や政策が影響する子ども・若者を考え、意見を聴く対象を決めている。
- 特定の属性の意見に偏らないよう意見を聴く対象を検討している。
- 意見を聴く機会について、幅広く子ども・若者が情報にアクセスできるかを考えて周知している。
- 子ども・若者にとって分かりやすく、意見を言いやすいテーマを設定している。
- 子ども・若者が意見を言いたいテーマを提案したり、選んだりできる「仕組み」を作っている。
- 子ども・若者に関わる職員等に「子ども基本法」や「子どもの権利条約」の周知をしている。
- 子ども・若者に対するリスクを事前に洗い出し、予防策や軽減策を用意している。
- 子ども・若者のセーフガーディングの指針を定め、対応のための手順や体制を決めている。
- 庁内人材や外部との連携により、意見を聴くための体制をつくっている。
- 子ども・若者の人数に合わせてファシリテーターを確保している。

### 事前に準備する 本編 P.23,26 へ

- 意見を聴く機会に関わる全てのおとなに、「子どものセーフガーディング」と意見を聴く場の趣旨を共有している。
- 子ども・若者の年齢、特性、発達に応じて必要な配慮を確認している。
- 個人情報の利用についてあらかじめ本人や保護者の同意を得ている。
- 参加するおとなと子どもが共通して守るグラウンドルール案を用意している。
- 子ども・若者の背景や人数を考えて会場の雰囲気づくりやグループ分けを検討している。
- テーマについて子ども・若者に分かりやすい資料（やさしい版資料）を用意し、意見を言うための準備をサポートしている。

## 3. 常にチェックしておくべきポイント

### 予算や体制 本編 P.45 へ

- 意見を聴くために必要な費用を洗い出し、工夫できることを検討している。
- 意見を聴く取組を実施している部署や取組状況、意見の反映状況を把握し、組織内で共有している。

### 声を聴かれにくい子ども・若者を考慮する 本編 P.50,53,57 へ

- 声を聴かれにくい子ども・若者がいることを理解している。
- 属性に対して先入観をもたずに一人の人として尊重し、耳を傾けている。
- 支援者や本人が信頼している人と連携して安心して意見を言える場を作っている。
- 属性に囚われず一人一人に必要な工夫や対応を聞き、ともに考えている。
- 一度に成果を果たそうとせず、話したいことを聴く、受け止める姿勢をとっている。
- 権利侵害や個別対応が必要な事実や意見を聴いた場合のフォロー体制を用意している。

子ども基本法第11条に基づいて、子ども・若者の意見を聴く取組を進めていくときに確認するとよい重要なポイントをリスト化しました。これらのポイントを参考に各取組に合わせて改訂してください。



## 推進計画策定にあたり権利委員会委員の皆様からいただいた御意見

参考資料2	令和7年7月8日
	第4期第7回子どもの権利委員会

### (1) 計画全般

No.	御意見の内容	青少年問題協議会での審議を踏まえた御意見への回答
1	昨年度実施した、計画を策定するため「子ども・若者の実態・意識に関する調査」について、調査をして終わりにするのではなく、それを子どもたち等とフィードバックすることが大切。そこで子どもたちから出た意見や感想等から、計画や今後の取組に活かせることが見えてくると思う。	令和5年度に実施いたしました調査につきましては、権利委員会の皆様にも多くの御意見・ご助言をいただきながら策定いたしました。こちらは、現在検討を進めている「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の策定資料とするため実施したものであり、子どもたちへのフィードバックにつきましては、子ども版という形で整理させていただいています。
2	「としま子ども会議」で子どもたちから出た意見も計画に反映できると良い。例えば、昨年度のとしま子ども会議で「子どもの権利の出張講座を区内の小・中学校全校で実施してほしい」という意見があった。「子どもの権利条例」についての認知度が低い状況にもあるので、例えば、「学校で子どもの権利を教えているか」というような指標を入れる等、子ども目線が出た意見を計画のどこかに反映していくことができないか。	「としま子ども会議」は区政施策への子どもの意見反映を目的として実施している事業であり、開始してから少しずつ反映の動きも進められているところです（詳細については、子ども・若者総合計画 R5 年度事業実施結果調査報告をご案内させていただきます）。こういった取組を計画の中でご紹介できるように前向きに検討し、計画内コラムにてご紹介をさせていただいております。
3	子どもの権利を尊重する流れの中で、子どもや先生、教師や保護者等それぞれが繋がり、連携が大切になってくると思っている。この計画の中でも「繋がり」や「連携」というような言葉が入ってくると良いと思う。	「繋がり」、「連携」という言葉は、基本理念の○3つ目の考えに包含させていただいております。いただきました御意見を踏まえ、今回の計画への言葉としての位置付けを再検討し、基本理念のサブタイトルとして「つながり合い」と入れることで整理をさせていただきました。
4	必ずしも定量的なものだけでなく、定性的なもの（子どもの意見を聞いたり、あるいはその利用者の意見を聞いたり、その内容も踏まえてどうだったか等）は、子どもの権利の視点からの評価・検証していく中で大切であり目指す方向となる。	いただきました御意見につきましては、「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」の第5章1計画の進行管理に位置付けをさせていただいております。
5	孤立してどこともつながらないことが人権侵害の極みで、逆につながっていることで救われているということが実際にある。孤立せずに地域や社会とつながることが子どもの権利なんだという視点を計画の中にぜひ入れていただきたい。（第3期権利委員会での意見）	「繋がり」、「連携」という言葉は、基本理念の○3つ目の考えに包含させていただいております。いただきました御意見を踏まえ、今回の計画への言葉としての位置付けを再検討し、基本理念のサブタイトルとして「つながり合い」と入れることで整理をさせていただきました。
6	「子どもの権利」という言葉を適切に理解していない方もまだ多くいると思うので、計画の中でも「子どもの権利」について紹介できたら良い。	「子どもの権利とは」という視点でご紹介ができるよう、前向きに検討させていただき、コラムとして扱うことで整理をさせていただきました。
7	「運動会」や「修学旅行」の企画、また地域での花火大会の運営等、学校現場では「子ども意見表明・参画」を実践している例がいくつもある。そのような学校現場での取り組みもこの計画に位置付けていくことはできないか。保護者等にも「子どもの権利」の実例としてわかりやすいモデルになると思う。	第4回豊島区子どもの権利委員会においてご説明をさせていただきましたとおり、「子どもが主体として取組を進めている実例」として、「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」においてコラムとしてご紹介をさせていただくことで整理をさせていただきました。

## (2) 計画の進捗を測る指標について

No.	御意見の内容	青少年問題協議会での審議を踏まえた御意見への回答
1	例えば「ホッとできる場所はどこですか」の設問のうち“ない”と回答した子どもの割合」という指標の目指すべき方向性は「維持（→）」となっている。確かに数値自体は低いものであるが、できればゼロを目指してほしいため、目指すべき方向性は「↓」にしてほしい。	目指すべき方向性を「維持（→）」としている指標について、目指すべき方向性を再検討いたしました。
2	指標の達成度を裏付けるような複合的な指標も計画の中に補充的に取り入れてみると良いのでは。	指標の達成の考え方について、「子ども・若者総合計画（令和7～11年度）」では、指標を向上させるための取組として「具体的取組」を整理し、「重点事業」については事業ごとに事業目標や目標値を設定して、その達成状況を点検していきます。 また、それぞれの「具体的取組」に関連する事業を計画事業として整理しています。重点事業や計画事業を推進することで、「取組の方向性」の【計画の進捗を測る指標】の向上を図り、計画全体の目標達成を目指しています。また、指標以外にも達成度に関連し、裏付けできそうな調査結果や統計等がありましたらデータ集に盛り込む等により整理をさせていただきました。
3	指標の対象が曖昧なところがある。例えば「地域活動・イベント・ボランティア等に参加したことがある」と回答した若者の割合」という指標も活用するデータは「①小学生 ②中高生」のデータを元にするので、“若者”よりも“子ども”の方が適切ではないか	御意見ありがとうございます。指標の対象について再整理をさせていただきました。
4	意見表明をした後、その意見がどう扱われたのか？という点が大事だと思うので、取組の方向性2には「家であなたの意見や思いは大切にされた」と回答した子どもの割合」を入れてほしい。	御意見を踏まえて、再検討し、指標と設定することで整理をいたしました。
5	「(4)子どもの権利侵害の防止及び相談・救済」の指標については、起きた後のことの指標だけになっているので、例えば「学校が楽しいと感じている子どもの割合」等、事前の情報がわかる指標があっても良いのでは。	御意見を踏まえて、再検討し、指標と設定することで整理をいたしました。

## (3) 新たな計画の基本理念・施策体系

No.	御意見の内容	青少年問題協議会での審議を踏まえた御意見への回答
1	目標Ⅰの“目標”について、「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」ということは、既に承知しているところなので、例えば「自分らしさを尊重して、のびのびと成長できるようなまちづくり」というような文言でも良いかなと思った。	いただきました御意見を踏まえて、施策目標を再整理いたしました。
2	主語を必ず子どもにしなければならないというわけではないが、現行計画の基本理念や目標は「子どもの権利を尊重するのは大人だから」ということで大人目線になっていると感じた。	基本理念、目標を再検討し、事業の対象者である子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を主体とし、目指す姿を掲げる形で再整理いたしました。
3	こども基本法で、こどもの意見反映が義務化されたので、取組の方向性(2)について意見表明だけでなく「反映」という言葉も入れたい。	「反映」という言葉をいれて、再整理いたしました。

4	取組の方向性(2)について、「参加」という言葉については、具体的には「参加が実際の意味決定に何らかの影響を与えるもの」という意味が込められていることから、こども大綱の言葉に合わせ「社会参画」という言葉に修正を入れたい。(「参加」という言葉だと、「イベント等への参加」というようなこととも同様の意味と捉えられてしまい、誤った認識をもたせてしまう可能性もあるため。)	「社会参画」という形で再整理いたしました。
5	取組の方向性(2)について、「参加の促進」だと子どもたち「参加しないといけないのか。」と義務感を感じてしまう恐れがあるため、「参加の支援」というような位置づけの方が良い。そのため「促進」⇒「支援」という言葉に修正したい。(第3期子どもの権利委員会での意見)	「促進」ではなく、「支援」という言葉で再整理いたしました。
6	取組の方向性(3)「活動の充実」を「体験活動の充実」に修正したい。(こども大綱の書きぶりに合わず。)	「体験活動の充実」という言葉で再整理いたしました。
7	計画の基本理念の“権利“について、保護的でネガティブなイメージが強い。大人と子どもとが主体となって、一緒にまちづくりをしていくニュアンスのほうが子どもにストレートに伝わるのではないか。	基本理念を再検討し、整理いたしました。
8	計画基本理念の1項について、子どものことを“次の時代を担うかけがえのない宝”、で文章が終わってしまうことに懸念がある。将来のためという文脈でよく使われてしまう言葉だが、この言葉を削り、宝であるとともに、今の街を共につくるパートナーとし、多様な声を丁寧に聞き施策に結びつけていくと分かりやすいのではないか。	いただきました内容を踏まえて、計画基本理念の第1項を再検討いたしました。